

平成28年8月4日開催

建設企業常任委員会資料【所管事務調査】

上越市空き家等対策計画の策定について

上越市空き家等対策計画について（概要版）	・・・・・・・・	1
上越市空き家等対策計画（素案）	・・・・・・・・	別冊

上越市空き家等対策計画について（概要版）

所管委員会	建設企業常任委員会
提出課	建築住宅課

【計画の背景】

- 核家族化、高齢化、少子化が影響
 - ・全国的に空き家が増加
- 【国】 空き家対策の推進に関する特別措置法（H26.11 公布、H27.5 完全施行）
 - <目的>
 - ・空き家対策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与する（法第1条）
- 【市】 上越市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例（H27.7 施行）
 - <目的>
 - ・防災、防犯、衛生、景観等の市民の生活環境を保全し、魅力あるまちづくりの推進に寄与する（条例第1条）

【国】 空き家対策の推進に関する特別措置法（第6条）

- ・市町村は、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空き家対策計画を定めることができる。

【市】 上越市空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例（第7条）

- ・市長は、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空き家対策計画を定めなければならない。

（根拠）

【上越市空き家等対策計画】 期間：5年間（H28～H32）

- 対象地区 … 上越市全域
- 対象となる空き家等
 - ・建築物又は附属する工作物及び敷地に存する立木等
 - ・居住その他の使用がなされていない常態のもの

基本方針

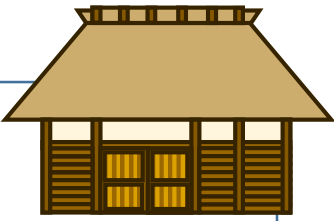
- ①所有者等による管理の促進
- ②安全安心なまちづくりの推進
- ③快適な住環境の保全
- ④地域振興と交流人口の拡大
- ⑤国の支援・助成制度の活用

対策の方向性

- ①所有者等による空き家等の適切な管理の促進
 - ・所有者等への啓発、所有者等への情報提供
 - ・空き家等管理サービスの推進
- ②空き家等及び除却した空き家等の跡地活用の促進
 - ・空き家バンクの運用
 - ・空き家等の付加価値を生み出す活動の支援
 - ・空き家等を除却し、跡地を活用する活動の支援
 - ・移住定住支援としての空き家等の利活用の支援
- ③特定空き家等に対する措置、対処
 - ・所有者等への注意喚起、特定空き家等への対応

除却と利活用

【実施体制】



行政

- 空き家等対策協議会
 - ・計画の作成、変更
 - ・特定空き家等の認定協議
- 空き家等対策会議
 - ・空き家等の情報共有、庁内関係課の横断的な連携
- 相談体制
 - ・木田庁舎
 - ・13区総合事務所

関係機関

- 新潟県宅地建物取引業協会
 - ・空き家バンクの運用
- 上越警察署
 - ・防犯面での相互協力
- 上越消防本部
 - ・防災面での相互協力
- 町内会、住民組織等
 - ・空き家等の情報把握
 - ・地域における利活用
- NPO、シルバー人材センター等
 - ・空き家等の管理、敷地の除草、除雪等

【空き家が発生する原因】

（空き家実態調査：H26 国土交通省）

- 人が住まなくなった理由
 - ・住んでいた人が亡くなった
 - ・老人ホームへ入所、病院へ入院
- 空き家にする理由
 - ・解体費用がかかる
 - ・物置として使用、将来親族が使用
- ◎特定空き家等（放置すると倒壊等危険となるおそれがあるなど不適切な状態の空き家など）が発生する理由
 - ・所有者等が死亡し、相続人が放棄
 - ・所有者等が行方不明
 - ・共有名義で、全員の意思確認が困難
 - ・抵当権の設定など、権利関係が複雑

空き家等の適正管理及び活用促進に関する条例

- ・所有者等の責務（4条）
- ・適正管理、活用促進（8～20条）
- ・空き家等対策協議会の設置（21条）

防災・防犯など安全安心な市民生活を確保するための各種条例・計画等

- ・みんなで防犯安全安心まちづくり条例 ほか

障害のある方などの日常生活を支援するため、セーフティネットの充実を図る各種条例・計画等

- ・障害者福祉計画 ほか

【計画の見直し】

- ・相談内容の分析
- ・実施事業、課題の検証
- ・社会情勢の変化
- ・法令等の改正 など